

給与所得者の特定支出に関する明細書

住所 _____

氏名 _____

(年分)

1 特定支出の金額

通勤費 【区分1】	通勤の経路・方法			① 支出金額	② 補填される金額のうち非課税部分等	③ 差引金額 (A-B)
	通勤の経路・方法については二面の所定の欄に書いてください。			円	円	円
職務上の旅費 【区分256】	旅行先及び目的			① 支出金額	② 補填される金額のうち非課税部分等	③ 差引金額 (A-B)
	(職務の内容)			円	円	円
転居費 【区分2】 <small>(転任に伴うもの)</small>	転任前	勤務地 住所 (又は居所)	転任後	勤務地 住所 (又は居所)	① 支出金額 ② 補填される金額のうち非課税部分等 ③ 差引金額 (A-B)	
	(再転任をした場合など書ききれないときはこの欄に書いてください。)					
研修費 【区分4】	研修の内容			① 支出金額	② 補填される金額のうち非課税部分等	③ 差引金額 (A-B)
	(職務の内容)			円	円	円
資格取得費 【区分8】 <small>(人の資格を取得するための費用)</small>	資格の内容			① 支出金額	② 補填される金額のうち非課税部分等	③ 差引金額 (A-B)
	(職務の内容)			円	円	円
帰宅旅費 【区分16】 <small>(単身赴任に伴うもの)</small>	勤務地 (又は居所)	配偶者等の居住する場所		① 支出金額 ② 補填される金額のうち非課税部分等 ③ 差引金額 (A-B)		
	(勤務地や配偶者等の居住する場所が変わった場合など書ききれないときは、この欄に書いてください。)					円
勤務必要経費	図書名及び内容			① 支出金額	② 補填される金額のうち非課税部分等	③ 差引金額 (A-B)
	(職務の内容)			円	円	円
衣服費	衣服の種類			① 支出金額	② 補填される金額のうち非課税部分等	③ 差引金額 (A-B)
	(職務の内容)			円	円	円
交際費等 【区分128】	接待等について			① 支出金額	② 補填される金額のうち非課税部分等	③ 差引金額 (A-B)
	内 容	相手方の氏名・名称	相手方との関係			
(職務の内容)						
小 計 (⑦+⑧+⑨)						⑩ (最高65万円)
特定支出の合計額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑩)						⑪
適用を受ける特定支出の区分の合計 (適用を受ける特定支出の各区分の【番号】を合計します。)						⑫

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

(注) 「②補填される金額のうち非課税部分等」とは、特定支出について、給与等の支払者により補填される部分のうち非課税部分及び雇用保険法に基づく教育訓練給付金、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子家庭自立支援教育訓練給付金、同法に基づく父子家庭自立支援教育訓練給付金が支給される部分をいいます。

2 特定支出控除適用後の給与所得金額

給与等の収入金額の合計額	⑬	円	← 申告書第一表の「収入金額等」欄の給与の金額を書いてください。
特定支出控除適用前の給与所得金額	⑭		← 確定申告の手引きで計算した所得金額を書いてください。
給与所得控除額 (⑬-⑭)	⑮		
⑮ × 1 / 2	⑯		
特定支出控除の金額 (⑭-⑯)	⑰	(赤字の場合は0)	← (注) ⑰欄が赤字の場合は特定支出控除の適用はありません。
特定支出控除適用後の給与所得金額 (⑬-⑯-⑰)	⑱		← 申告書第一表の「所得金額等」欄の給与に転記してください。所得金額調整控除の適用がある場合には、⑱欄の金額に代わり、確定申告の手引きで計算した給与所得の金額を申告書第一表の「所得金額等」欄の給与に書いてください。

- ◎ 上記⑪の金額を申告書第二表の「特例適用条文等」欄に書きます。記載例：特例適用条文等 所法57の2 XXX,XXX 円
- ◎ 上記⑫の数字を申告書第一表の「所得金額等」欄の給与の「区分」欄に書きます。
- ◎ 給与所得者の特定支出控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

◎ 通勤の経路及び方法

○ 年の途中で通勤の経路及び方法が変わったときは、変更後の経路及び方法も書いてください。

書ききれないときは適宜の用紙に記載してそれをこの明細書に添付してください。

(参考事項)

(参考事項)

- 一面の「適用を受ける特定支出の区分の合計」⑩欄は、例えば、次のように書いてください。
 - ・通勤費のみについて適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・通勤費の区分「1」
 - ・研修費と資格取得費（人の資格を取得するための費用）について適用を受ける場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・研修費の区分「4」と資格取得費(人の資格を取得するための費用)の区分「8」を合計した「12」
 - ・転居費（転任に伴うもの）と帰宅旅費（単身赴任に伴うもの）と図書費について適用を受ける場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・転居費（転任に伴うもの）の区分「2」と帰宅旅費（単身赴任に伴うもの）の区分「16」
 と図書費の区分「32」を合計した「50」
- 適用を受ける特定支出の区分（通勤費、職務上の旅費、転居費（転任に伴うもの）、研修費、資格取得費（人の資格を取得するための費用）、帰宅旅費（単身赴任に伴うもの）、勤務必要経費の別（勤務必要経費については、図書費、衣服費、交際費等に区分します。）ごとに、それぞれの支出の内訳を三面及び四面に書いてください。
- 三面及び四面に書ききれないときは、適宜の用紙に記載してそれをこの明細書に添付してください。
- 三面及び四面に書いた④、⑤及び⑥の各欄の金額を特定支出の区分ごとに（研修費・資格取得費（人の資格を取得するための費用）については研修の内容及び資格の内容が異なるごとに、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等）については図書の内容、衣服の種類及び接待等の内容が異なるごとに）合計し、それぞれの合計額を一面の④、⑤及び⑥の各欄にそれぞれ転記してください。ただし、通勤費については、三面及び四面の通勤費の⑥欄の合計額が1月当たりの定期券等の額の合計額を超える場合には、一面の⑥欄にはその定期券等の額の合計額を書き、その金額の頭部に⑦と表示してください。

